

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	5
○ 北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】	8
○ 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部地域医療課】	11
○ 北九州市消防吏員給貸与品規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事課】	12
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	13
○ 地籍調査の地図及び簿冊の閲覧【建設局総務用地部総務課】	14
◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	15
○ 北九州市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	16
◇ 交 通 局	
○ 北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	17
○ 北九州市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	18

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】

19

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 不妊治療に係る通院等を行う場合に、特別休暇を与えることにしました。
 - 2 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の出産の場合に与える特別休暇を有給とすることにしました。
 - 3 会計年度任用職員及び臨時的任用職員について、配偶者等の出産の場合及び育児参加を行う場合に、特別休暇を与えることにしました。
- この規則は、令和4年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則

- 1 保育所に勤務する保育士である会計年度任用職員の給料を引き上げることになりました。
 - 2 会計年度任用職員の給料は、任用された日の属する年度の初日の時点における北九州市職員の給与に関する条例に掲げる給料表を基準として決定することにしました。
- この規則は、1については令和4年2月1日から適用し、2については同年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立藍島診療所の休診日のうち木曜日を金曜日に変更することにしました。

この規則は、令和4年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市消防吏員給貸与品規則の一部を改正する規則

消防吏員のうち交替制勤務者の防火帽、防火服及びゴム製長靴の貸与期間を5年から7年に変更することにしました。

この規則は、令和4年3月8日から施行することにしました。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第4号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和38年北九州市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3中17の項を18の項とし、6の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 不妊治療に係る通院等	休暇年度に5日 (不妊治療に係る通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)を超えない範囲内において必要と認められる日数	(1) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。 (2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は正午で区分し、2回をもって1日の休暇とする。 (3) 第7条第4項、第6項、第7項及び第9項の規定は、この休暇に準用する。
--------------	---	--

(北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年北九州市規則第37号)の一部を次のように改正する。

別表第3中13の項を16の項とし、6の項から12の項までを3項ずつ繰り下げ、同表の5の項中「無給」を「有給」に、「までの期間」を「までの期間(以下「産前産後期間」という。)」に改め、同項を同表の6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 配偶者等の出産	有給	会計年度任用職員等の配偶者等が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日を超えない範囲内において必要と認められる日数	<p>(1) 会計年度任用職員等の配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p>
8 職員の育児参加	有給	一の産前産後期間において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数	<p>(1) 会計年度任用職員等の配偶者等が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する会計年度任用職員等が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p>

別表第3の4の項の次に次のように加える。

5 不妊治療に係る通院等	有給	休暇年度に5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の市長が定める不妊	<p>(1) 会計年度任用職員等が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p>
--------------	----	-------------------------------------	---

	<p>治療に係るものである場合にあっては、10日)を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>	<p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第17項第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p>
--	---	--

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第5号

北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則

北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則（令和元年北九州市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「条例」を「会計年度任用職員の採用の日の属する会計年度の初日（以下「基準日」という。）における条例」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「条例」を「基準日における条例」に改める。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 職種が行政職相当職でその区分がDである会計年度任用職員のうち北九州市職員の職名等に関する規則（昭和38年北九州市規則第16号）別表に規定する保育士（保育所に勤務するものに限る。）に対するこの表の適用については、当該職種及び区分に対応する同表の第4欄中「1級1号給」とあるのは「1級5号給」と、同表の第5欄中「1級23号給」とあるのは「1級26号給」とする。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4項各号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則（次項及び第5項において「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、令和4年2月1日から適用する。
（適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において新たに保育士となった者の給料の月額）
- 3 令和4年2月1日（次項において「適用日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則（第5項において「改正前の規則」という。）の規定により新たに給料の月額の決定を受けた会計年度任用職員のうち北九州市職員の職名等に関する規則別表に規定する保育士（保育所に勤務するものに限る。次項において「保育士」という。）の改正後の規則の規定による当該決定の日における給料の月額は、別に市長の定めるところによる。

(適用日の前日から引き続き在職する保育士の給料の月額調整)

- 4 適用日の前日から引き続き在職する保育士の適用日における給料の月額については、その者が適用日において新たに保育士となったものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の内払)

- 5 改正後の規則の規定を適用する場合において、改正前の規則の規定により支給された給料は、改正後の規則の規定による給料の内払とみなす。

(北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正)

- 6 北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則(令和元年北九州市規則第39号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の3項を加える。

(適用日から北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則の施行の日の前日までの間において新たに保育士となった者の報酬の額)

- 2 令和4年2月1日(以下「適用日」という。)から北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則の一部を改正する規則(令和4年北九州市規則第5号。以下「一部改正給料規則」という。)の施行の日の前日までの間において、新たに一部改正給料規則による改正前の北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則(以下「改正前の給料規則」という。)第3条の規定の例による給料の月額により算定した報酬の額の決定を受けた職員のうち北九州市職員の職名等に関する規則(昭和38年北九州市規則第16号)別表に規定する保育士(保育所に勤務するものに限る。以下「保育士」という。)の一部改正給料規則による改正後の北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則第3条の規定の例による給料の月額により算定した当該決定の日における報酬の額は、別に市長の定めるところによる。

(適用日の前日から引き続き在職する保育士の報酬の額の調整)

- 3 適用日の前日から引き続き在職する保育士の適用日における報酬の額については、その者が適用日において新たに保育士となったものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(報酬の内払)

- 4 前2項の規定を適用する場合において、改正前の給料規則第3条の規定

の例による給料の月額により算定した額により支給された報酬は、前2項の規定による報酬の内払とみなす。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 6 号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の北九州市立藍島診療所の項中「木曜日」を「金曜日」に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市消防吏員給貸与品規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 7 号

北九州市消防吏員給貸与品規則の一部を改正する規則

北九州市消防吏員給貸与品規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 1 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「5 年」を「7 年」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に使用中の改正前の北九州市消防吏員給貸与品規則の規定により貸与されている防火帽、防火服及びゴム製長靴（以下「防火帽等」という。）は、改正後の北九州市消防吏員給貸与品規則の規定により貸与された防火帽等とみなす。この場合において、当該防火帽等の北九州市消防吏員給貸与品規則第 3 条の貸与期間の計算については、当該防火帽等を貸与された日からこの規則の施行の日の前日までに経過した期間を同条の貸与期間のうち既に経過した期間とみなす。

北九州市公告第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和4年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区長行西一丁目2607番4及び2607番30から2607番37まで	北九州市八幡東区茶屋町9番6号 B-102 有限会社ベルハナ 代表取締役 夏山美代子

北九州市公告第137号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告し、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

令和4年3月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 地図及び簿冊の名称

北九州市小倉南区葛原本町一丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町六丁目及び大字葛原の各一部の地図及び簿冊

2 地図は令和2年度中に測量して作成し、簿冊は令和3年3月31日現在の状況により調査して作成したものである。

3 閲覧期間

令和4年3月8日から同月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

4 閲覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局総務用地部総務課地籍係

5 訂正の申出

地図及び簿冊に測量又は調査上の誤り等があると認める者は、閲覧期間内に、市長に対して、訂正を申し出ることができる。

誤り等の訂正の申出をするときは、その旨を記載した書面を提出すること

。

誤り等の訂正の申出書の用紙は、閲覧場所に備えている。

北九州市上下水道局管理規程第1号

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月8日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

北九州市上下水道局職員就業規則（昭和39年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3中17の項を18の項とし、6の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 不妊治療に係る通院等	休暇年度に5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内において必要と認められる日数	(1) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。 (2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は正午で区分し、2回をもって1日の休暇とする。 (3) 第20条第5項の規定は、この休暇に準用する。
--------------	--	--

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第2号

北九州市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月8日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部
を改正する規程

北九州市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年北九州市上下水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「号給は、」の次に「第2号会計年度任用職員の採用の日の属する会計年度の初日における」を加える。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市交通局管理規程第2号

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月8日

北九州市交通局長 福本 啓 二

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程

北九州市交通局就業規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中17の項を18の項とし、6の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 不妊治療に係る通院等	休暇年度に5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内において必要と認められる日数	(1) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。 (2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は正午で区分し、2回をもって1日の休暇とする。 (3) 第54条第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。
--------------	--	---

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市交通局管理規程第3号

北九州市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月8日

北九州市交通局長 福本 啓 二

北九州市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年北九州市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「号給は、」の次に「第2号会計年度任用職員の採用の日の属する会計年度の初日における」を加える。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第4号

北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月8日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年北九州市公営競技局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「号給は、」の次に「第2号会計年度任用職員の採用の日の属する会計年度の初日における」を加える。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。